

それいゆ

VOL. 10

1999



'99 いなぎ女性フォーラム「聞いて、聞かせて、あなたの本音」（平成11年2月28日開催）より

特集

- 夫やパートナーからの暴力ドメスティック・バイオレンスを考える
- 男女共同参画社会基本法案について
- 変わります！ **改正** 均等法 労基法 育児・介護休業法

ドメスティック・バイオレンス を考える

最近、新聞やテレビなどでも社会問題として取り上げられている、家庭内（ドメスティック）で起こる暴力（バイオレンス）、とりわけ夫やパートナーといった親密な関係にある男性から女性に向けられる暴力のことをいいます。家庭というプライベートな場で起こるため、周囲からは見えにくく、また、被害を受ける側も、経済的な問題や子どものことを考えると離婚に踏み切れなかったり、「自分さえ我慢すれば…」と問題が長期化するケースも多く、その実態は表面化することなく済まされてきました。しかし、このような暴力は、女性の人権にかかわる重大な問題です。

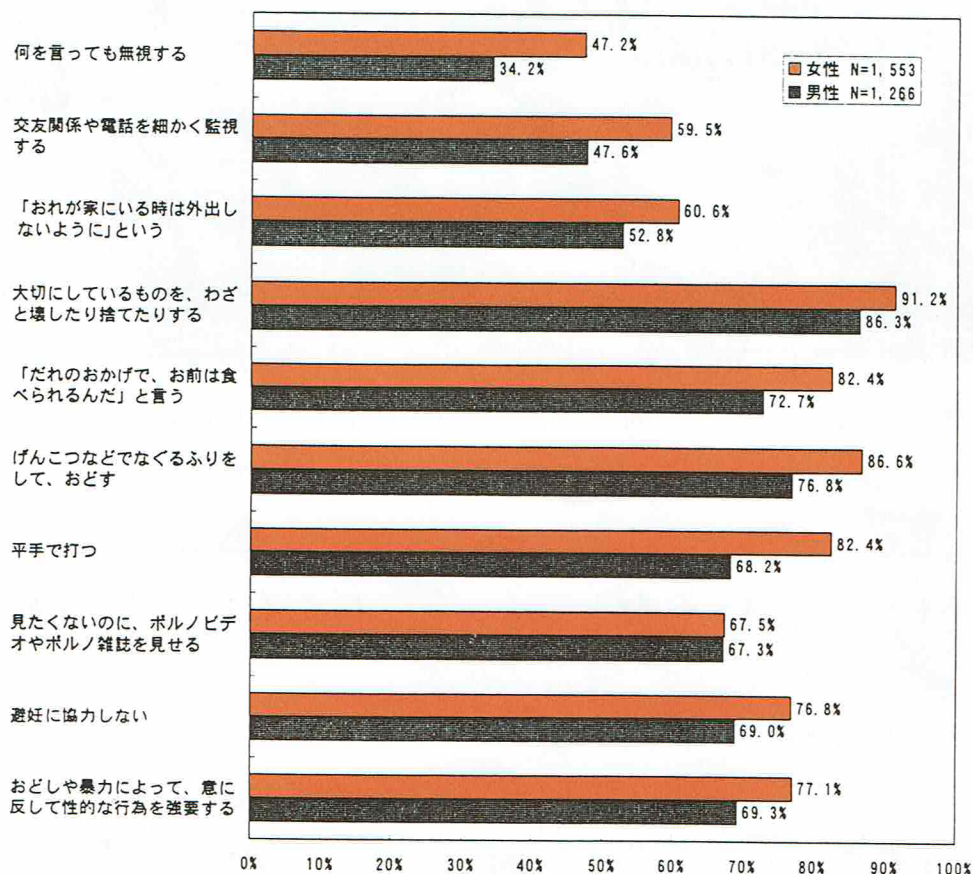
平成9年、東京都は都民を対象として、暴力の実態把握のための調査を行いました。この調査結果から、女性に対する暴力や人権に関する問題についての男女の意識差や暴力の実態について知り、この問題を考えてみたいと思います。

一人ひとりがかけがえのない存在であり、女性と男性が対等な関係を築く社会が求められています。

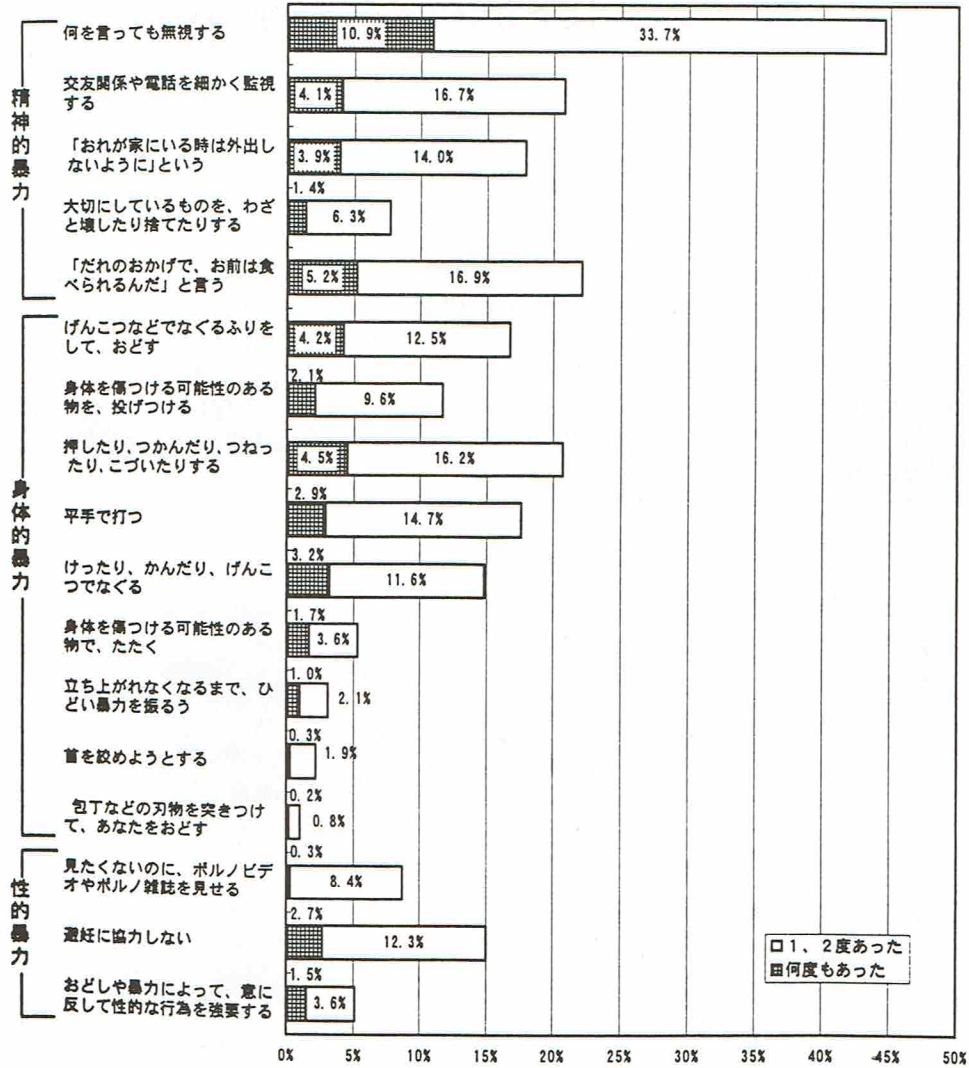
●東京都生活文化局「日常生活における女性の人権に関する調査」（平成9年）より

《意識》

夫の妻に対する行為についての意識「どんなことがあっても許されない」（男女別）

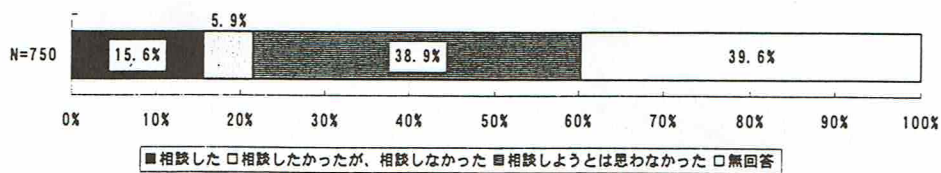


《夫やパートナーからの暴力被害実態》 夫やパートナーからの暴力の経験の有無



注：「まったくない」「無回答」については図では提示していない

暴力をふるわれた時の相談の有無



悩んでいる方は、まず相談を

- 市役所福祉部生活福祉課 母子相談
042-378-2111 内213
(土・日・祝休日・年末年始を除く、8:30~17:00)
- 東京都女性相談センター
03-5261-3110 (土・日・祝休日・年末年始を除く、9:00~20:00)
042-522-4232 (土・日・祝休日・年末年始を除く、9:00~16:00)

男女共同参画社会の実現を促進するための「基本法」案が国会へ提出されました

男女共同参画社会基本法案

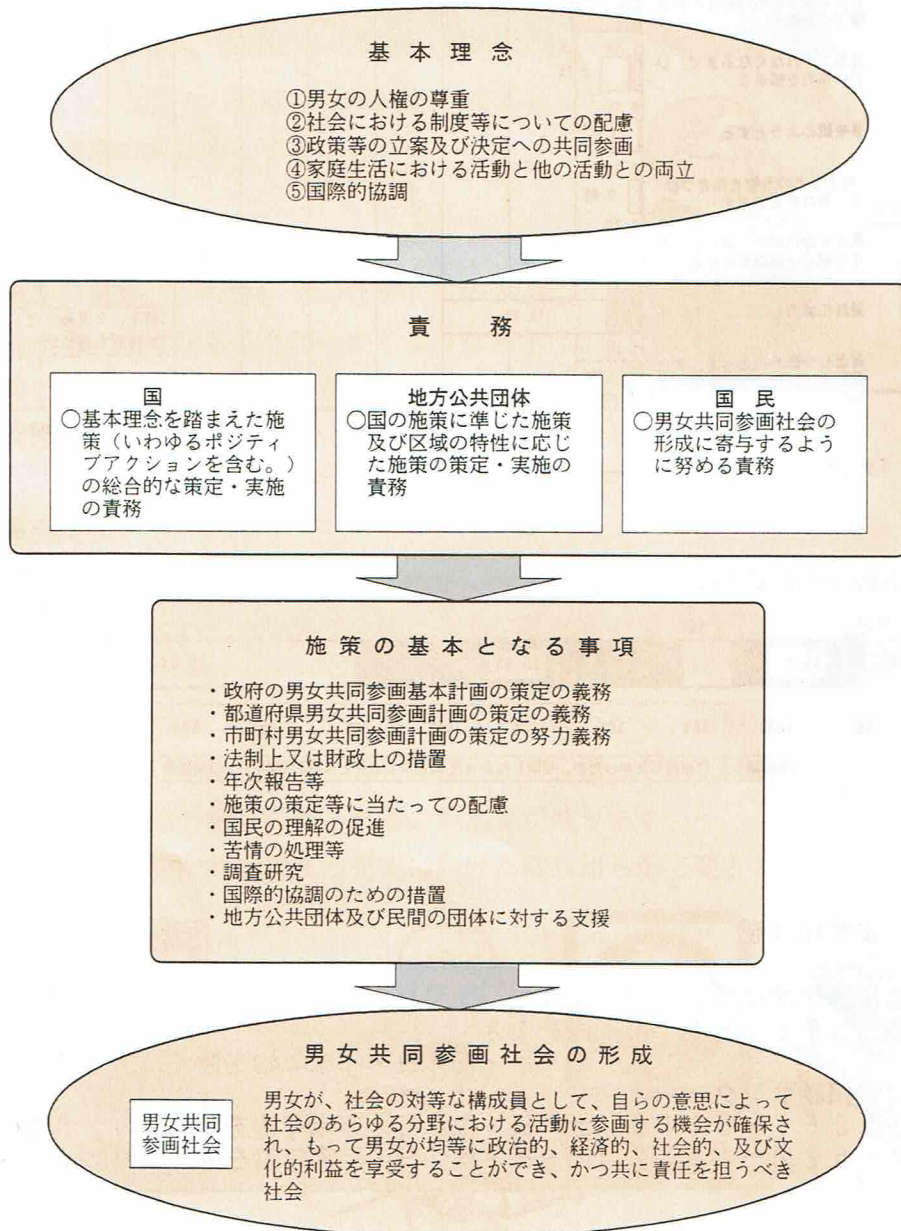
男女共同参画審議会は、内閣総理大臣からの諮問「男女共同参画社会の実現を促進するための方策に関する基本的事項」に関し調査審議をし、また、広く意見を募り、これを踏まえて平成10年11月4日に答申しました。これを受け、平成11年2月26日、政府は男女共同参画社会基本法案を閣議決定し、同日国会に提出しました。この基本法案の概要についてお知らせします。

趣旨・目的

男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会である。

男女の人権が尊重され、かつ、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することが緊要であり、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することが本法案の目的である。

男女共同参画社会基本法案のイメージ



東京都男女平等推進基本条例（仮称） 制定に向けて

東京都は、都民、事業者、行政の協働と連携のもと、男女平等社会の実現をめざした取組をより一層強化するため、新たに都民、事業者、行政の責務や、男女差別是正への取組み、男女平等参画のしくみ等を盛り込んだ「東京都男女平等推進基本条例（仮称）」の制定に向けて取組を進めています。男女平等を考える都民会議の開催等を通じて寄せられた都民の意見を反映させ、平成11年度中に条例を制定したいとしています。



東京都における女性問題とその施策のあり方について協議してきた東京都女性問題協議会（会長樋口恵子氏：東京家政大学教授、委員20名）は、検討経過の概要を以下のようにまとめています。

条例に盛り込むべき主要内容

男女平等参画社会の基本理念

性別に基づく差別のない、男女とも人権が尊重される社会

性別にとらわれず、男女とも多様な生き方が選択できる社会

男女があらゆる分野に平等に参画し、ともに責任を分かち合う社会

都民、事業者、東京都の責務

男女の格差や解決すべき多くの課題の解決に向けて、都民、事業者、東京都が一体となった取組を進めるため、それぞれの責務を定める。

東京都の行う基本的な施策

男女平等参画推進に向けて、東京都が行うべき基本的な施策を定めるなどして、総合的な取組を進める根拠を設ける。

具体的な取組

夫から妻への暴力やセクシュアル・ハラスメントなど性別による権利侵害への取組

- 1 夫等から妻等への暴力の禁止
夫等から妻等への暴力を明確に定義し、これが人権侵害であるとの認識を高める。
- 2 職場、家庭、学校、地域社会におけるセクシュアル・ハラスメントの禁止
「男女雇用機会均等法」の規定外の場合にもセクシュアル・ハラスメント禁止の範囲を拡げる。
- 3 性別による権利侵害の被害者に対する保護及び自立の支援

企業等における男女の平等参画を進めるための取組

- 1 女性の参画状況等の把握
一定規模以上の事業者に対して、女性の参画状況について報告を求める。
- 2 女性の参画促進に積極的な事業者の表彰等
事業者から先進的な取組事例の報告を求める。
積極的取組を行っている事業者の表彰等を実施する。
- 3 参画促進のための支援
男女平等参画を促進するための積極的支援（ポジティブ・アクション）

都民からの申し出（苦情等の処理）

男女平等参画推進を阻害するもの等に対する都民の申し出制度

変わります！

改正

雇用の分野における男女均等な取扱いをより一層進めるとともに、女性の職域拡大を図ることを目的として、男女雇用機会均等法、労働基準法が改正され、平成11年4月1日から施行されます。また、すべての事業所に介護休業制度が適用されます。女性も、男性も共に職業生活と家庭生活を両立させながら、健康に働き続けることができる社会に！

均等法

努力義務から禁止規定へ

募集・採用

事業主は、募集・採用にあたって、女性に男性と均等な機会を与えなければなりません。（第5条）

禁止される取扱いについての指針が出されています

- ◇女性を募集・採用の対象外とすること
 - × 「男性社員募集」
- ◇女性のみを募集・採用の対象とすること
 - × 「女性事務員募集」「女性向きの仕事」等の表示
※男女とも募集対象となることがわかるような表示に。
- ◇採用試験等において、男女で異なる取扱いをすること
 - × 面接で女性のみ「結婚後も働くか」などの質問をする



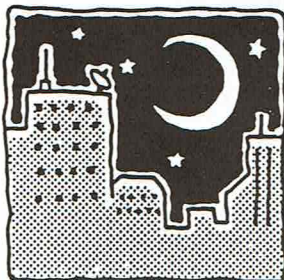
労働基準法

女性保護規定の解消

女性労働者に対する時間外・休日労働、深夜業の規制が解消されます。

女性の職域の拡大を図り、均等取扱いを一層進める観点から、母性保護を除く女性保護規定が解消されます。しかし、女性が家事・育児のほとんどを担っている状況に大きな変化はありません。また、男性の長時間労働も解消されるのか不安が残ります。

女性のみ保護から男女共通規制の充実に向けた取り組みが必要とされます。



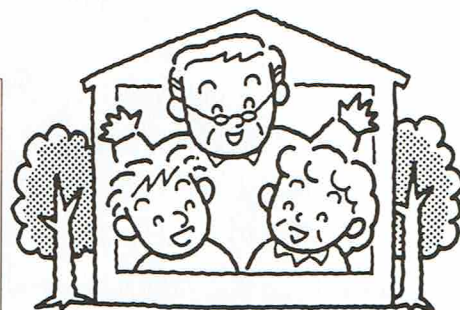
均等法 労基法 育児・介護休業法

育児・介護休業法

介護休業制度の本則化

男女労働者は、その事業主に申し出ることによって、要介護状態にある対象家族を介護するために介護休業をとることができます。

事業主は、この介護休業の申し出を拒むことはできません。



深夜業の制限

事業主は、育児や家族介護を行う一定範囲の労働者から請求があったときは、深夜（午後10時から午前5時まで）労働をさせてはなりません。

改正のポイント

〔男女雇用機会均等法〕

事項	改正後	改正前	施行期日	
差別の禁止	募集・採用	禁止	努力義務	平成11年4月1日
	配置・昇進	禁止	努力義務	
	教育訓練	禁止	一部禁止	
	福利厚生	一部禁止	一部禁止	
	定年・退職・解雇	禁止	禁止	
女性のみ・女性優遇	原則として禁止	適法	平成11年4月1日	
調停	一方申請を可とする	双方の同意が条件		
制裁	企業名の公表	（規定なし）		
ポジティブ・アクション	国による援助	（規定なし）		
セクシュアルハラスメント	事業主の配慮義務	（規定なし）		
母性健康管理	義務化	努力義務	平成10年4月1日	

〔労働基準法〕

女性の時間外・休日労働、深夜業	規制を解消	就業を規制	平成11年4月1日
多胎妊娠における産前休業期間	14週間	10週間	平成10年4月1日

〔育児・介護休業法〕

深夜業	育児又は家族介護を行う労働者の深夜業の制限	（規定なし）	平成11年4月1日
介護休業・勤務時間短縮等の措置	義務化	努力義務	

●本とビデオの紹介

この本は、稲城市立図書館で貸出しています。

『御直披』 おんちよくひ

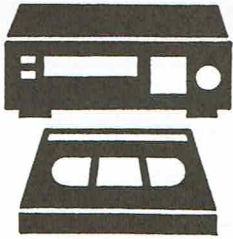
板谷 利加子／著 角川書店

'96年から全国に先駆け、女性捜査員のみで構成された性犯罪捜査係を指揮する著者のもとへ「御直披」と書かれた手紙が届いた。「御直披」とは、宛名の人だけに読んでほしいとの意味。強姦の被害者と女性刑事との往復書簡を通して、魂の死から再生し、新たに生き返ろうとする被害者を描くノンフィクション。

『フェミニズム教育実践の創造』 〈家族〉への自由

吉田 和子／著 青木書店

学校教育から見えてくるのは、思春期の生徒の自分さがしと、思秋期の親の自分さがし。フェミニズム運動との出会いによって得た「おんな」の目を通し、職場の現実、都立商業高校の女子生徒たちの現実、両者を取り巻く社会の現実を、著者の教育実践とともに詳述する。著者は、商業高校の教師として、生活指導の実践を積み重ねてきた。



女性問題への関心と理解を深めるための学習用ビデオです。グループや個人へ貸し出しをしています。ご希望の方は、総務課女性青少年係まで。

『いま、男たちが変わりはじめる』

(財)東京女性財団 製作

性別による固定的な生き方を当たり前とする社会通念や制度を乗り越え、自分らしく生きはじめた男性たちの生活と意見を紹介するドキュメントです。

これからの男女平等社会の担い手となる若い男性や関心をお持ちの多くの方に是非、見ていただきたいビデオです。(28分)



それいゆ No.10

平成11年3月31日発行
編集発行／稲城市総務部総務課女性青少年係
稲城市東長沼2111 ☎042-378-2111

誌名の“それいゆ”は、雑誌「青鞥」の創刊の辞として有名な『元始、女性は太陽であった』の太陽の意味です。

やさしい響きのフランス語をひらがなに置き換えて命名された愛称です。*市民の応募により決定